

平成29年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 193 回国会(常会)提出

平成29年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
(二) 歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	23
3 地 方 特 例 交 付 金	23
4 地 方 交 付 税	24
5 国 庫 支 出 金	25
6 地 方 債	26
7 使用料及び手数料	29
8 雑 収 入	29
9 復旧・復興事業一般財源充当分	29
10 全国防災事業一般財源充当分	29
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	30
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	30
(二) 歳出の概要	34
1 給 与 関 係 経 費	34
2 一 般 行 政 経 費	35
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費	38
4 公 債 費	38
5 維 持 補 修 費	39
6 投 資 的 経 費	39
7 公 営 企 業 繰 出 金	44
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	45
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	45

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	51
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	51
(二) 歳入の概要	51
1 震災復興特別交付税	51
2 一般財源充当分	52
3 国庫支出金	52
4 地方債	53
5 雑収入	54
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	55
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	55
(二) 歳出の概要	56
1 給与関係経費	56
2 一般行政経費	56
3 公債費	57
4 投資的経費	58
5 公営企業繰出金	59
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	59
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	63
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	63
(二) 歳入の概要	63
1 地方税	63
2 一般財源充当分	64
3 雑収入	64
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	65
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	65
(二) 歳出の概要	66
公債費	66

策 定 方 針

平成 29 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 29 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、平成 29 年度地方税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る固定資産税等の新たな税額算定方法の導入などの措置を講ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

① 地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に基づく制度改正として、平成 29 年度から平成 31 年度までの間は、平成 28 年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② 交付税特別会計の借入金については、平成 29 年度から平成 31 年度までは各年度 4,000 億円を償還、平成 32 年度から平成 36 年度までは償還額を 1,000 億円ずつ増額し、平成 37 年度から平成 64 年度までは各年度 1 兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

③ これらに基づき、平成 29 年度の財源不足見込額 6 兆 9,710 億円については、次により補填する。

ア. 地方交付税については、国の一般会計加算により 1 兆 2,958 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 3,807 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)及び平成 28 年 12 月 19 日付け総務・財務両大臣覚書第 8 項に定める平成 29 年度における「乖離是正分加算額」2,500 億円並びに臨時財政対策特例加算額 6,651 億円）増額する。

また、交付税特別会計借入金の償還 5,000 億円のうち 1,000 億円を後年度へ繰り延べ、交付税特別会計剰余金 3,400 億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 4 兆 452 億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を 7,900 億円増発する。

- ④ 上記の結果、平成 29 年度の地方交付税については、16 兆 3,298 億円（前年度比 3,705 億円、2.2%減）を確保する。
- (3) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11 兆 6,257 億円（普通会計分 9 兆 1,907 億円、公営企業会計等分 2 兆 4,350 億円）とする。
- (4) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、一億総活躍社会の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- ① 一億総活躍社会の実現に向け、保育士や介護人材等の処遇改善等の措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- ② 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き 1 兆円（前年度同額）計上する。
- ③ 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、平成 27 年度及び平成 28 年度に計上した「公共施設等最適化事業費」を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として 3,500 億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を 5,000 億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し 3.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- ④ 「重点課題対応分」については、引き続き 2,500 億円（前年度同額）計上する。
- ⑤ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- ⑥ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- ⑦ 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
- ⑧ 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (5) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,503億円を確保する。また、一般財源充当分として77億円を計上する。

② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、188億円（普通会計分161億円、公営企業会計等分27億円）とする。

③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆2,842億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として720億円を計上するとともに、一般財源充当分として225億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は86兆6,198億円であり、前年度に比し、8,605億円（1.0%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)				
区	分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)	
I	地方税	390,663	387,022	3,641	0.9	
II	地方譲与税	25,364	24,322	1,042	4.3	
1	地方揮発油譲与税	2,560	2,578	△ 18	△ 0.7	
2	石油ガス譲与税	83	93	△ 10	△ 10.8	
3	自動車重量譲与税	2,560	2,626	△ 66	△ 2.5	
4	航空機燃料譲与税	149	149	0	0.0	
5	特別とん譲与税	125	125	0	0.0	
6	地方法人特別譲与税	19,887	18,751	1,136	6.1	
III	地方特例交付金	1,328	1,233	95	7.7	
IV	地方交付税	163,298	167,003	△ 3,705	△ 2.2	
V	国庫支出金	135,386	132,184	3,202	2.4	
1	義務教育職員給与費負担金	15,248	15,271	△ 23	△ 0.2	
2	その他普通補助負担金等	91,194	87,900	3,294	3.7	
	(ア) 生活扶助費等負担金	14,521	14,726	△ 205	△ 1.4	
	(イ) 医療扶助費等負担金	13,966	13,671	295	2.2	
	(ウ) 介護扶助費等負担金	706	700	6	0.9	
	(エ) 児童保護費等負担金	1,240	1,155	85	7.4	
	(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	12,946	12,246	700	5.7	
	(カ) 児童手当等交付金	14,007	14,155	△ 148	△ 1.0	
	(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,578	3,583	△ 5	△ 0.1	
	(ク) 子どものための教育・保育給付費負担金	7,879	6,428	1,451	22.6	
	(ケ) その他の補助負担金等	22,351	21,236	1,115	5.3	
3	公共事業費補助負担金	26,373	26,343	30	0.1	
	(ア) 普通建設事業費補助負担金	26,072	25,922	150	0.6	
	(イ) 災害復旧事業費補助負担金	301	421	△ 120	△ 28.5	
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	283	283	0	0.0	
5	施設等所在市町村調整交付金	72	72	0	0.0	
6	交通安全対策特別交付金	621	642	△ 21	△ 3.3	
7	電源立地地域対策等交付金	1,196	1,258	△ 62	△ 4.9	
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金	344	360	△ 16	△ 4.4	
9	石油貯蔵施設立地対策等交付金	55	55	0	0.0	
VI	地方債	91,907	88,607	3,300	3.7	
VII	使用料及び手数料	16,184	16,247	△ 63	△ 0.4	
VIII	雑収入	42,370	41,643	727	1.7	
IX	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 77	△ 79	2	△ 2.5	
X	全国防災事業一般財源充当分	△ 225	△ 589	364	△ 61.8	
	歳入合計	866,198	857,593	8,605	1.0	

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	平成29年度		平成28年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	390,663	45.1	387,022	45.1
2 地 方 譲 与 税	25,364	2.9	24,322	2.8
3 地 方 特 例 交 付 金	1,328	0.2	1,233	0.1
4 地 方 交 付 税	163,298	18.8	167,003	19.5
5 国 庫 支 出 金	135,386	15.6	132,184	15.4
6 地 方 債	91,907	10.6	88,607	10.3
7 使 用 料 及 び 手 数 料	16,184	1.9	16,247	1.9
8 雑 収 入	42,370	4.9	41,643	4.9
歳 入 合 計	866,500	100.0	858,261	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税17兆9,669億円、市町村税21兆994億円、合わせて39兆663億円であり、前年度に比し、道府県税は755億円(0.4%)減少、市町村税は4,396億円(2.1%)増加、合わせて3,641億円(0.9%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成28年度当初見込額 (A)	平成29年度				比較	
		現行法による調定見込額	現行法による収入見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)	平成28年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	58,850	60,970	58,444	△ 1	58,443	△ 407	99.3
ア 個人均等割	612	671	620	-	620	8	101.3
イ 所得割	46,765	50,306	47,894	-	47,894	1,129	102.4
ウ 法人均等割	1,382	1,428	1,409	-	1,409	27	102.0
エ 法人税割	4,698	4,991	4,947	△ 1	4,946	248	105.3
オ 利子割	901	589	589	-	589	△ 312	65.4
カ 配当割	2,595	1,925	1,925	-	1,925	△ 670	74.2
キ 株式等譲渡所得割	1,897	1,060	1,060	-	1,060	△ 837	55.9

税 目	平成28年 度当初見 込額 (A)	平 成 29 年 度				比 較			
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	平成28年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$		
							(%)		
2 事業税	41,866	43,624	43,397	△	7	43,390	1,524	103.6	
ア 個人	1,991	2,114	2,030		-	2,030	39	102.0	
イ 法人	39,875	41,510	41,367	△	7	41,360	1,485	103.7	
3 地方消費税	48,529	45,993	45,993		-	45,993	△ 2,536	94.8	
ア 譲渡割	34,539	33,374	33,374		-	33,374	△ 1,165	96.6	
イ 貨物割	13,990	12,619	12,619		-	12,619	△ 1,371	90.2	
4 不動産取得税	3,669	4,408	4,107		1	4,108	439	112.0	
5 道府県たばこ税	1,499	1,508	1,508		-	1,508	9	100.6	
6 ゴルフ場利用税	455	451	449		-	449	△ 6	98.7	
7 自動車取得税	1,075	1,319	1,319		-	1,319	244	122.7	
8 軽油引取税	9,245	9,437	9,310		-	9,310	65	100.7	
9 自動車税	15,248	15,499	15,174		-	15,174	△ 74	99.5	
10 鉱区税	3	3	3		-	3	0	100.0	
11 固定資産税(特例分等)	22	31	31		-	31	9	140.9	
道府県普通税計	180,461	183,243	179,735	△	7	179,728	△ 733	99.6	
II 目的税									
1 狩猟税	9	8	8		-	8	△ 1	88.9	
道府県目的税計	9	8	8		-	8	△ 1	88.9	
III 道府県税小計	180,470	183,251	179,743	△	7	179,736	△ 734	99.6	
IV 東日本大震災による減免等	△ 46	△ 67	△ 67		-	△ 67	△ 21	145.7	
V 道府県税計	180,424	183,184	179,676	△	7	179,669	△ 755	99.6	
B 市町村税									
I 普通税									
1 市町村民税	90,609	97,046	93,073	△	4	93,069	2,460	102.7	
ア 個人均等割	1,827	1,976	1,852		-	1,852	25	101.4	
イ 所得割	69,951	75,299	71,760		-	71,760	1,809	102.6	
ウ 法人均等割	4,006	4,184	4,065		-	4,065	59	101.5	
エ 法人税割	14,825	15,587	15,396	△	4	15,392	567	103.8	
2 固定資産税	88,156	94,437	89,844		-	89,844	1,688	101.9	
ア 土地	33,721	35,381	33,641		-	33,641	△ 80	99.8	
イ 家屋	37,450	40,622	38,490		-	38,490	1,040	102.8	
ウ 償却資産	16,086	17,547	16,826		-	16,826	740	104.6	
エ 交付金	899	887	887		-	887	△ 12	98.7	
3 軽自動車税	2,442	2,690	2,506		-	2,506	64	102.6	
4 市町村たばこ税	9,171	9,228	9,228		-	9,228	57	100.6	
5 鉱産税	20	21	21		-	21	1	105.0	
6 特別土地保有税	8	17	17		-	17	9	212.5	
市町村普通税計	190,406	203,439	194,689	△	4	194,685	4,279	102.2	

税 目	平成28年 度当初見 込額 (A)	平成29年 度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	平成28年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
II 目 的 税							
1 入 湯 税	220	233	223	-	223	3	101.4
2 事 業 所 税	3,612	3,685	3,666	-	3,666	54	101.5
3 都 市 計 画 税	12,492	13,181	12,575	-	12,575	83	100.7
4 水 利 地 益 税 等	0	0	0	-	0	0	-
市町村目的税計	16,324	17,099	16,464	-	16,464	140	100.9
III 市 町 村 税 小 計	206,730	220,538	211,153	△	211,149	4,419	102.1
IV 東日本大震災によ る減免等	△ 132	△ 155	△ 155	-	△ 155	△ 23	117.4
V 市 町 村 税 計	206,598	220,383	210,998	△	210,994	4,396	102.1

(注) 自動車取得税の現行法による収入見込額は、平成29年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額(243億円)を含めて計上している。これは、当該増収見込額が平成27年度以前の税制改正に起因して平成27年度から平成29年度にかけて追加的に発生した減収見込額(△297億円)に対応するものであることを勘案したものである。

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金(注1)、道府県民税所得割臨時交付金(注2)、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(注1) 県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴い、当分の間、個人住民税のうち退職所得の分離課税に係る所得割の税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付するもの。

(注2) 県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴い、平成30年度分個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、平成29年度の収入となる個人住民税及び平成30年度の収入となる個人住民税の一部の税源移譲相当額を指定都市所在道府県から指定都市へ交付するもの。

区 分	平成28年 度当初見 込額 (A)	平成29年 度				比 較	
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	平成28年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
道 府 県 税	150,710	152,116	△ 5,616	146,500	△ 4,210	97.2	
市 町 村 税	236,312	238,558	5,605	244,163	7,851	103.3	
合 計	387,022	390,674	△ 11	390,663	3,641	100.9	

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は39兆1,383億円である。

附 表 平成29年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	1		1
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置の見直し等	1		1
合 計	1	0	1
国税の税制改正に伴うもの	△ 8	△ 4	△ 12
法人住民税	△ 1	△ 4	△ 5
法人事業税	△ 7		△ 7
再 計	△ 7	△ 4	△ 11

(注) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の減収見込額は、初年度3億円と見込まれる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	個 人	個 人		
		1 均等割 (平成29年度課税見込人員62,054千人) 2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保 険料控除額、小規模企業共済等掛金 控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡 夫)控除額、勤労学生控除額、配偶 者控除額、配偶者特別控除額、扶養 控除額及び基礎控除額を控除した金 額) (平成29年度課税標準見込額1,273,519 億円) (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得等、土地建物等の 譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に 係る譲渡所得等、上場株式等に係る 譲渡所得等及び先物取引に係る雑所 得等については、他の所得と区分し た上場株式等に係る課税配当所得等 の金額、課税長期譲渡所得金額、課 税短期譲渡所得金額、一般株式等に 係る課税譲渡所得等の金額、上場株 式等に係る課税譲渡所得等の金額又 は先物取引に係る課税雑所得等の金 額 (ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区 分した退職所得の金額	1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 $\left[\begin{array}{l} \text{本則税率 年額 1,000 円に} \\ \text{年額 500 円を加算した額} \end{array} \right]$ 2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="970 589 1388 712"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table> (ロ) ・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適用 を受けるものを除く。)に係るも のである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金 額から6,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の2 ・一般株式等に係る課税譲渡所得等 の金額 100分の2 ・上場株式等に係る課税譲渡所得等 の金額 100分の2 ・先物取引に係る課税雑所得等の金 額 100分の2 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の4				
府	通	民	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 普 民 税	道 府 県 普 民 税	3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （平成29年度課税標準見込額11,776億円） 4 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （平成29年度課税標準見込額38,498億円） 5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成29年度課税標準見込額21,200億円）	3 利子割 一定税率 100分の5 4 配当割 一定税率 100分の5 5 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の5
		法人 1 均等割 （平成29年度納税義務者見込数3,121千人） 2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	法人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 2 法人税割 標準税率 100分の3.2 制限税率 100分の4.2
道 府 県 事 業 税	道 府 県 事 業 税	法人 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値額(各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(収益配分額)と各事業年度の単年度損益との合計額)、資本金等の額(各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額)並びに所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	法人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 年400万円以下 100分の0.3 年400万円超800万円以下 100分の0.5 年800万円超 100分の0.7 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 100分の0.7 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超 100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.5〕 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.5〕

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 通 県 税	普 通 税	事業 2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び 貿易保険業 収入金額 個人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後 の所得） 事業主控除 年290万円	② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超800万円以下 100分の5.1 年800万円超 100分の6.7 3以上の道府県に事務所等を有 する法人で資本金の額又は出資金 の額1,000万円以上の法人の所得 100分の6.7 2 電気供給業、ガス供給業、保険業及 び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の0.9 制限税率 標準税率の1.2倍 ただし、1(1)の所得割については標準 税率の2.0倍 個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業（4に掲げるものを除く。） を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ 又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その 他の医業に類する事業及び装蹄師業を 行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
			1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額か ら仕入れ等に係る消費税額等を控除し た後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額
	不動産 取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18 年1月1日から平成30年3月31日までの 間に行われた場合においては課税標準を 価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅につい ては、1戸につき1,200万円を価格から控除 する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅につい ては、1戸につき、新築の時期により100万 円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、 150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の 土地の価格のいずれか大きい額に税率を 乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成30 年3月31日までの間に行われた住宅及び 土地の取得については100分の3
	道た ばこ 府こ 県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製 造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 動 車 税	ご利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
		自動車取得税	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の2 上記以外の自動車 100分の3
		軽引取油税	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
		自動車の台数	標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 8,500円 1.5リットル以下 9,500円 1.5リットル超 13,800円 2 リットル以下 15,700円 2 リットル超 17,900円 2.5リットル以下 20,500円 2.5リットル超 23,600円 3 リットル以下 27,200円 3 リットル超 40,700円 3.5リットル以下 29,500円 3.5リットル超 34,500円 4 リットル以下 39,500円 4 リットル超 45,000円 4.5リットル以下 51,000円 4.5リットル超 58,000円 5 リットル以下 66,500円 5 リットル超 76,500円 5.5リットル以下 88,000円 5.5リットル超 111,000円 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超 34,500円 1.5リットル以下 39,500円 1.5リットル超 45,000円 2 リットル以下 51,000円 2 リットル超 58,000円 2.5リットル以下 66,500円 2.5リットル超 76,500円 3 リットル以下 88,000円 3 リットル超 111,000円 3.5リットル以下 111,000円 3.5リットル超 111,000円 4 リットル以下 111,000円 4 リットル超 111,000円 4.5リットル以下 111,000円 4.5リットル超 111,000円 5 リットル以下 111,000円 5 リットル超 111,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																													
道	普	自	2 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）																													
			<table> <tr><td>最大積載量</td><td>税額（年額）</td></tr> <tr><td>1 トン以下</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>1 トン超 2 トン以下</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 トン超 3 トン以下</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>3 トン超 4 トン以下</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>4 トン超 5 トン以下</td><td>18,500円</td></tr> <tr><td>5 トン超 6 トン以下</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>6 トン超 7 トン以下</td><td>25,500円</td></tr> <tr><td>7 トン超 8 トン以下</td><td>29,500円</td></tr> <tr><td>8 トン超</td><td>29,500円</td></tr> </table>	最大積載量	税額（年額）	1 トン以下	6,500円	1 トン超 2 トン以下	9,000円	2 トン超 3 トン以下	12,000円	3 トン超 4 トン以下	15,000円	4 トン超 5 トン以下	18,500円	5 トン超 6 トン以下	22,000円	6 トン超 7 トン以下	25,500円	7 トン超 8 トン以下	29,500円	8 トン超	29,500円									
最大積載量	税額（年額）																															
1 トン以下	6,500円																															
1 トン超 2 トン以下	9,000円																															
2 トン超 3 トン以下	12,000円																															
3 トン超 4 トン以下	15,000円																															
4 トン超 5 トン以下	18,500円																															
5 トン超 6 トン以下	22,000円																															
6 トン超 7 トン以下	25,500円																															
7 トン超 8 トン以下	29,500円																															
8 トン超	29,500円																															
府	通	動	に 8 トンをを超える部分 1 トンまで ごとに4,700円を加算した額																													
			<table> <tr><td>最大積載量</td><td>税額（年額）</td></tr> <tr><td>1 トン以下</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>1 トン超 2 トン以下</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>2 トン超 3 トン以下</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>3 トン超 4 トン以下</td><td>20,500円</td></tr> <tr><td>4 トン超 5 トン以下</td><td>25,500円</td></tr> <tr><td>5 トン超 6 トン以下</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>6 トン超 7 トン以下</td><td>35,000円</td></tr> <tr><td>7 トン超 8 トン以下</td><td>40,500円</td></tr> <tr><td>8 トン超</td><td>40,500円</td></tr> </table>	最大積載量	税額（年額）	1 トン以下	8,000円	1 トン超 2 トン以下	11,500円	2 トン超 3 トン以下	16,000円	3 トン超 4 トン以下	20,500円	4 トン超 5 トン以下	25,500円	5 トン超 6 トン以下	30,000円	6 トン超 7 トン以下	35,000円	7 トン超 8 トン以下	40,500円	8 トン超	40,500円									
最大積載量	税額（年額）																															
1 トン以下	8,000円																															
1 トン超 2 トン以下	11,500円																															
2 トン超 3 トン以下	16,000円																															
3 トン超 4 トン以下	20,500円																															
4 トン超 5 トン以下	25,500円																															
5 トン超 6 トン以下	30,000円																															
6 トン超 7 トン以下	35,000円																															
7 トン超 8 トン以下	40,500円																															
8 トン超	40,500円																															
県	車	税	に 8 トンをを超える部分 1 トンまで ごとに6,300円を加算した額																													
			<table> <tr><td>けん引自動車</td><td></td></tr> <tr><td>営業用</td><td></td></tr> <tr><td>小型自動車</td><td>年額 7,500円</td></tr> <tr><td>普通自動車</td><td>年額15,100円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td></td></tr> <tr><td>小型自動車</td><td>年額10,200円</td></tr> <tr><td>普通自動車</td><td>年額20,600円</td></tr> <tr><td>被けん引自動車</td><td></td></tr> <tr><td>営業用</td><td></td></tr> <tr><td>小型自動車</td><td>年額 3,900円</td></tr> <tr><td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td><td>年額 7,500円</td></tr> <tr><td>普通自動車で 8 トン超のもの</td><td>7,500円に 8 トンをを超える部分 1 トンまでごとに3,800円を加算した額（年額）</td></tr> <tr><td>自家用</td><td></td></tr> <tr><td>小型自動車</td><td>年額 5,300円</td></tr> <tr><td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td><td>年額10,200円</td></tr> <tr><td>普通自動車で 8 トン超のもの</td><td>10,200円に 8 トンをを超える部分 1 トンまでごとに5,100円を加算した額（年額）</td></tr> </table>	けん引自動車		営業用		小型自動車	年額 7,500円	普通自動車	年額15,100円	自家用		小型自動車	年額10,200円	普通自動車	年額20,600円	被けん引自動車		営業用		小型自動車	年額 3,900円	普通自動車で 8 トン以下のもの	年額 7,500円	普通自動車で 8 トン超のもの	7,500円に 8 トンをを超える部分 1 トンまでごとに3,800円を加算した額（年額）	自家用		小型自動車	年額 5,300円	普通自動車で 8 トン以下のもの
けん引自動車																																
営業用																																
小型自動車	年額 7,500円																															
普通自動車	年額15,100円																															
自家用																																
小型自動車	年額10,200円																															
普通自動車	年額20,600円																															
被けん引自動車																																
営業用																																
小型自動車	年額 3,900円																															
普通自動車で 8 トン以下のもの	年額 7,500円																															
普通自動車で 8 トン超のもの	7,500円に 8 トンをを超える部分 1 トンまでごとに3,800円を加算した額（年額）																															
自家用																																
小型自動車	年額 5,300円																															
普通自動車で 8 トン以下のもの	年額10,200円																															
普通自動車で 8 トン超のもの	10,200円に 8 トンをを超える部分 1 トンまでごとに5,100円を加算した額（年額）																															
税	税	税	<table> <tr><td>※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。</td><td></td></tr> <tr><td>営業用</td><td></td></tr> <tr><td>総排気量</td><td>加算額</td></tr> <tr><td>1 リットル以下</td><td>3,700円</td></tr> <tr><td>1 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>1.5リットル以下</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>1.5リットル超</td><td>6,300円</td></tr> </table>	※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。		営業用		総排気量	加算額	1 リットル以下	3,700円	1 リットル超		1.5リットル以下	4,700円	1.5リットル超	6,300円															
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。																																
営業用																																
総排気量	加算額																															
1 リットル以下	3,700円																															
1 リットル超																																
1.5リットル以下	4,700円																															
1.5リットル超	6,300円																															

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
道 府 県	普 通 税	自 動 車 税	自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 8,000円 3 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員 税額（年額） 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍	
			鉦 区 税	一定税率 1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
			固 定 資 産 税 （ 特 例 分 等 ）	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 標準税率 100分の1.4

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	目	狩猟者の登録	一定税率
			<ul style="list-style-type: none"> 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする <ul style="list-style-type: none"> ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ③ 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率
府	的	税	
県	税		
税			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
市	普	個 人	個 人		
		1 均等割 (平成29年度課税見込人員62,054千人) 2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成29年度課税標準見込額1,273,555 億円) (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得等、土地建物等の譲 渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る 譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所 得等及び先物取引に係る雑所得等に ついては、他の所得と区分した上場株 式等に係る課税配当所得等の金額、課 税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所 得等の金額、一般株式等に係る課税譲 渡所得等の金額又は先物取引に係る 課税雑所得等の金額	1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額3,500円 [本則税率 年額 3,000 円に 年額 500 円を加算した額] 2 所得割 (イ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の6</td> </tr> </tbody> </table> (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得等の金額 100分の3 ・課税長期譲渡所得金額 100分の3 [ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適 用を受けるものを除く。)に係る ものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除し た金額の100分の3に相当す る金額との合計額] ・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 [ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲 渡所得の場合 100分の3] ・一般株式等に係る課税譲渡所得等 の金額 100分の3 ・上場株式等に係る課税譲渡所得等 の金額 100分の3 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の6				
町	通	民			
村	税	税			

税 目			課 税 標 準 額 等	税	率
市 町 村	普 通 税	市 町 村 民 税	法 人	法 人	
			1 均等割	1 均等割	
			(平成29年度納税義務者見込数3,639千人)	標準税率	
				(イ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 50,000円
				(ロ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 120,000円
				(ハ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 130,000円
				(ニ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 150,000円
		(ホ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 160,000円		
		(ヘ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 400,000円		
		(ト) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 410,000円		
		(チ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 1,750,000円		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市町村民税	(リ) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の9.7 制限税率 100分の12.1
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。土地及び家屋については、3年ごとに評価替え) 標準税率 100分の1.4
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの) 一定率 100分の1.4
	町	通	軽自動車税
村	税	市たばこ村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき3,355円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普通	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特別 有 土地 税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止
町	入湯 税	入湯日数	標準とする税率 1人1日につき150円
村	事業 所 税	1 資産割 事業所床面積	一定税率 1平方メートルにつき 600円
		2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 100分の0.25
	都計 画 市 税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率 100分の0.3
	水地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆5,364億円であり、前年度に比し、1,042億円（4.3%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	平成28年度 当初見込額	平成 29 年 度			比 較		
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	平成28年度 当初見込額 に対する増 減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)			
1 地方揮発油譲与税	2,578	2,560	-	2,560	△	18	99.3
2 石油ガス譲与税	93	83	-	83	△	10	89.2
3 自動車重量譲与税	2,626	2,560	-	2,560	△	66	97.5
4 航空機燃料譲与税	149	149	-	149		0	100.0
5 特別とん譲与税	125	125	-	125		0	100.0
6 地方法人特別譲与税	18,751	19,890	△	3	19,887	1,136	106.1
合 計	24,322	25,367	△	3	25,364	1,042	104.3

(注) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、1,328億円であり、前年度に比し、95億円（7.7%）増加している。

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な額を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、16兆3,298億円であり、前年度に比し、3,705億円(2.2%)減少している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	(単位 百万円)							
	平成29年度 (A)	平成28年度			増減額		対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)				
所 得 税(a)	17,948,000	17,975,000	△ 265,000	17,710,000	△	27,000	238,000	
法 人 税(b)	12,391,000	12,233,000	△ 1,097,000	11,136,000		158,000	1,255,000	
酒 税(c)	1,311,000	1,359,000	-	1,359,000	△	48,000	△ 48,000	
消 費 税(d)	17,138,000	17,185,000	△ 384,000	16,801,000	△	47,000	337,000	
地 方 交 付 税(e)	15,434,304	15,157,775	58,200	15,215,975		276,529	218,329	
(1) (a)×33.1%	5,940,788	5,949,725	△ 87,715	5,862,010	△	8,937	78,778	
(2) (b)×33.1%	4,101,421	4,049,123	△ 363,107	3,686,016		52,298	415,405	
(3) (c)×50%	655,500	679,500	-	679,500	△	24,000	△ 24,000	
(4) (d)×22.3%	3,821,774	3,832,255	△ 85,632	3,746,623	△	10,481	75,151	
(5) 精算分等	△ 380,937	△ 181,119	-	△ 181,119	△	199,818	△ 199,818	
(6) 法定加算等	630,700	553,600	-	553,600		77,100	77,100	
(7) 臨時財政対策 特例加算額	665,058	274,691	271,827	546,518		390,367	118,540	
(8) 臨時財政対策 債振替加算額	-	-	271,827	271,827		-	△ 271,827	
(9) 特例加算額	-	-	51,000	51,000		-	△ 51,000	
地 方 法 人 税(f)	643,900	636,500	△ 7,200	629,300		7,400	14,600	
地 方 法 人 税 過年度精算分(g)	△ 6,400	-	-	-	△	6,400	△ 6,400	
返 還 金(h)	-	1	-	1	△	1	△ 1	
特 別 会 計 借 入 金 償 還(i)	△ 400,000	△ 400,000	-	△ 400,000		-	-	
借 入 金 等 利 子 充 当 分(j)	△ 82,000	△ 158,400	-	△ 158,400		76,400	76,400	
剰 余 金 の 活 用(k)	340,000	-	-	-		340,000	340,000	
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 の 公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金 の 活 用 (l)	400,000	200,000	-	200,000		200,000	200,000	
前 年 度 か ら の 繰 越 金(m)	-	1,264,411	-	1,264,411	△	1,264,411	△ 1,264,411	
合 計(e)～(m)	16,329,804	16,700,287	51,000	16,751,287	△	370,483	△ 421,483	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、13兆5,386億円であり、前年度に比し、3,202億円(2.4%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
1 普通補助負担金等	10,644,213	10,317,048	327,165
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,524,829	1,527,058	△ 2,229
(2) その他普通補助負担金等	9,119,384	8,789,990	329,394
(ア) 生活扶助費等負担金	1,452,080	1,472,621	△ 20,541
(イ) 医療扶助費等負担金	1,396,550	1,367,103	29,447
(ウ) 介護扶助費等負担金	70,564	70,006	558
(エ) 児童保護費等負担金	123,984	115,522	8,462
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,294,562	1,224,565	69,997
(カ) 児童手当等交付金	1,400,678	1,415,471	△ 14,793
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	357,800	358,280	△ 480
(ク) 子どものための教育・保育給付費負担金	787,949	642,818	145,131
(ケ) その他の補助負担金等	2,235,217	2,123,604	111,613
2 公共事業費補助負担金	2,637,326	2,634,251	3,075
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,607,207	2,592,172	15,035
(2) 災害復旧事業費補助負担金	30,119	42,079	△ 11,960
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,340	28,340	0
4 施設等所在市町村調整交付金	7,200	7,200	0
5 交通安全対策特別交付金	62,100	64,240	△ 2,140
6 電源立地地域対策等交付金	119,570	125,821	△ 6,251
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	34,417	36,017	△ 1,600
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,453	5,450	3
合 計	13,538,619	13,218,367	320,252

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、9兆1,907億円であり、前年度に比し、3,300億円(3.7%)増加している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	49,299	48,587	712
1	公共事業等	16,443	16,601	△ 158
2	公営住宅建設事業	1,130	1,141	△ 11
3	災害復旧事業	873	711	162
4	教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,395	△ 4
	(1) 学校教育施設等	1,245	1,248	△ 3
	(2) 社会福祉施設	383	381	2
	(3) 一般廃棄物処理	656	657	△ 1
	(4) 一般補助施設等	567	569	△ 2
	(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0
5	一般単独事業	21,927	21,474	453
	(1) 一般	2,795	4,362	△ 1,567
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	3,150	1,130	2,020
6	辺地及び過疎対策事業	4,390	4,120	270
	(1) 辺地対策	437	428	9
	(2) 過疎対策	3,953	3,692	261
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調整	100	100	0
	公営企業債	1,356	1,340	16
1	水道事業(上水道分)	362	347	15
2	交通事業	322	315	7
3	病院事業・介護サービス事業	672	678	△ 6
	臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572
	退職手当債	800	800	0
	合 計	91,907	88,607	3,300

(注1) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(注2) 公共施設等適正管理の平成28年度計上額は、公共施設最適化に係る額である。

(2) 地方債計画

平成29年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 平成29年度地方債計画
(通常収支分)

		(単位 億円)		
区	分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	公共事業等	16,443	16,601	△ 158
2	公営住宅建設事業	1,130	1,141	△ 11
3	災害復旧事業	873	711	162
4	教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,395	△ 4
	(1) 学校教育施設等	1,245	1,248	△ 3
	(2) 社会福祉施設	383	381	2
	(3) 一般廃棄物処理	656	657	△ 1
	(4) 一般補助施設等	567	569	△ 2
	(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0
5	一般単独事業	21,927	21,474	453
	(1) 一般	2,795	4,362	△ 1,567
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	3,150	1,130	2,020
6	辺地及び過疎対策事業	4,975	4,665	310
	(1) 辺地対策	475	465	10
	(2) 過疎対策	4,500	4,200	300
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調整	100	100	0
	計	49,884	49,132	752
二	公営企業債			
1	水道事業	5,043	4,473	570
2	工業用水道事業	247	222	25
3	交通事業	1,611	1,654	△ 43
4	電気事業・ガス事業	202	178	24
5	港湾整備事業	509	461	48
6	病院事業・介護サービス事業	4,614	4,434	180
7	市場事業・と畜場事業	235	458	△ 223
8	地域開発事業	622	699	△ 77
9	下水道事業	11,904	11,597	307
10	観光その他事業	134	94	40
	計	25,121	24,270	851
	合計	75,005	73,402	1,603

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
三 臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572
四 退職手当債	800	800	0
五 国の予算等貸付金債	(266)	(302)	(△ 36)
総 計	(266)	(302)	(△ 36)
	116,257	112,082	4,175
内訳 { 普 通 会 計 分	91,907	88,607	3,300
{ 公 営 企 業 会 計 等 分	24,350	23,475	875
資 金 区 分			
公 的 資 金	46,609	46,115	494
財 政 融 資 資 金	28,545	28,076	469
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	18,064	18,039	25
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(266)	(302)	(△ 36)
民 間 等 資 金	69,648	65,967	3,681
市 場 公 募	38,200	36,900	1,300
銀 行 等 引 受	31,448	29,067	2,381

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として95億円を計上している。
- 2 公共施設等適正管理の平成28年度計画額は、公共施設最適化に係る額である。
- 3 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額10億円を減額計上して、前年度に比し、63億円の減少を見込み、1兆6,184億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、727億円の増加を見込み、4兆2,370億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、復旧・復興事業一般財源充当分として、77億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、全国防災事業一般財源充当分として、225億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、86兆6,198億円であり、前年度に比し、8,605億円（1.0%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成29年度		平成28年度		増減率	
	(A)	(B)	(A) - (B)	(%)	(%)	(%)
I 給与関係経費	203,209	203,274	△ 65	△	0.0	
1 給与費（退職手当を除く）	186,629	185,682	947		0.5	
(ア) 義務教育教職員	56,553	56,326	227		0.4	
(イ) 警察関係職員	23,463	23,251	212		0.9	
(ウ) 消防職員	12,224	12,248	△ 24	△	0.2	
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	94,389	93,857	532		0.6	
2 退職手当	16,472	17,467	△ 995	△	5.7	
3 恩給費	108	125	△ 17	△	13.6	
II 一般行政経費	365,590	357,931	7,659		2.1	
1 国庫補助負担金を伴うもの	197,809	190,004	7,805		4.1	
(ア) 生活保護費	38,922	38,796	126		0.3	
(イ) 児童保護費	6,161	5,226	935		17.9	
(ウ) 障害者自立支援給付費	25,891	24,491	1,400		5.7	
(エ) 後期高齢者医療給付費	25,288	24,527	761		3.1	
(オ) 介護給付費	26,661	25,831	830		3.2	
(カ) 児童手当等交付金	20,094	20,314	△ 220	△	1.1	
(キ) 子どものための教育・保育給付費負担金	15,759	12,856	2,903		22.6	
(ク) その他の一般行政経費	39,033	37,963	1,070		2.8	
2 国庫補助負担金を伴わないもの	140,213	140,374	△ 161	△	0.1	
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,068	15,053	15		0.1	
4 まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0		0.0	
5 重点課題対応分	2,500	2,500	0		0.0	
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	1,950	4,450	△ 2,500	△	56.2	
IV 公債費	125,902	128,051	△ 2,149	△	1.7	
V 維持補修費	12,621	12,198	423		3.5	
VI 投資的経費	113,570	112,046	1,524		1.4	
1 直轄事業負担金	5,590	5,677	△ 87	△	1.5	
2 公共事業費	51,683	52,028	△ 345	△	0.7	
(ア) 普通建設事業費	51,278	51,453	△ 175	△	0.3	
(イ) 災害復旧事業費	405	575	△ 170	△	29.6	
(直轄、補助事業計)	57,273	57,705	△ 432	△	0.7	

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
3 一 般 事 業 費	27,726	27,713	13	0.0
(7) 普 通 建 設 事 業 費	27,356	27,343	13	0.0
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	370	370	0	0.0
4 特 別 事 業 費	28,571	26,628	1,943	7.3
(7) 過 疎 対 策 事 業 費	10,766	10,454	312	3.0
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	689	131	19.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	935	935	0	0.0
(カ) 緊 急 防 災 ・ 滅 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費 (地方単独事業計)	3,500 56,297	2,000 54,341	1,500 1,956	75.0 3.6
VII 公 営 企 業 繰 出 金	25,256	25,143	113	0.4
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,694	11,776	△ 82	△ 0.7
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,562	13,367	195	1.5
VIII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費 歳 出 合 計	18,100 866,198	14,500 857,593	3,600 8,605	24.8 1.0

(注) 公共施設等適正管理推進事業費の平成28年度の額は、平成28年度地方財政計画の歳出に計上された「公共施設等最適化事業費」の額である(以下同じ)。

第10表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	(単位 億円) 金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給 与 関 係 経 費	△ 65	△ 42	(ア) 生 活 保 護 費	126	32
1 給 与 費 (退職手当を除く)	947	970	(イ) 児 童 保 護 費	935	467
(7) 給与改定による増減	1,312	1,190	(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	1,400	700
(イ) 昇給・新陳代謝等による増減	△ 1,423	△ 1,339	(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	761	761
(ウ) 職員数による増減	△ 256	△ 211	(オ) 介 護 給 付 費	830	830
(エ) 特別職の給与改定等による増減	△ 22	△ 22	(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	△ 220	△ 72
(オ) そ の 他	1,336	1,352	(キ) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	2,903	1,451
(a) 共済組合負担金の改定による増減	1,021	1,021	(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	1,070	329
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	276	276	2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ ないもの	△ 161	△ 161
(c) そ の 他	39	55	(ア) 一 般 行 政 経 費	△ 161	△ 161
2 退 職 手 当	△ 995	△ 995	(イ) 追 加 財 政 需 要	0	0
3 恩 給 費	△ 17	△ 17	3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	15	15
II 一 般 行 政 経 費	7,659	4,352	4 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	0	0
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 うもの	7,805	4,498	5 重 点 課 題 対 応 分	0	0
			III 地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	△ 2,500	△ 2,500
			IV 公 債 費	△ 2,149	△ 2,149
			V 維 持 補 修 費	423	423

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
VI 投資的経費	1,524	1,494	3 一般事業費	13	13
1 直轄事業負担金	△ 87	△ 87	(ア) 普通建設事業費	13	13
(ア) 治山治水	33	33	(イ) 災害復旧事業費	0	0
(イ) 道路整備	△ 65	△ 65	4 特別事業費	1,943	1,943
(ロ) 農業農村整備	3	3	(ア) 過疎対策事業費	312	312
(ハ) その他	△ 58	△ 58	(イ) 地域活性化事業費	131	131
2 公共事業費	△ 345	△ 375	(ロ) 旧合併特例事業費	0	0
(ア) 普通建設事業費	△ 175	△ 325	(エ) 防災対策事業費	0	0
(a) 治水治山	△ 124	△ 66	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(b) 道路整備	175	77	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(c) 港湾空港鉄道等	114	149	(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	1,500	1,500
(d) 住宅都市環境	66	35	(地方単独事業計)	1,956	1,956
(e) 生活環境施設整備	△ 28	△ 12	VII 公営企業繰出金	113	113
(f) 農林水産基盤整備	95	49	1 収益勘定繰出金	△ 82	△ 82
(g) 社会資本総合整備	△ 70	△ 92	2 資本勘定繰出金	195	195
(h) 推進費等	△ 163	△ 85	VIII 地方交付税の不交付団体	3,600	3,600
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 12	における平均水準を超える必要経費		
(j) その他	△ 240	△ 368	歳出増減額の合計	8,605	5,291
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	△ 432	△ 462			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区分	平成29年度		平成28年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	203,209	23.5	203,274	23.7
2 一般行政経費	365,590	42.2	357,931	41.8
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費	1,950	0.2	4,450	0.5
4 公債費	125,902	14.5	128,051	14.9
5 維持補修費	12,621	1.5	12,198	1.4
6 投資的経費	113,570	13.1	112,046	13.1
7 公営企業繰出金	25,256	2.9	25,143	2.9
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	18,100	2.1	14,500	1.7
歳出合計	866,198	100.0	857,593	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 社会保障施策に要する経費 | 19兆7,945億円 |
| ② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付 | 13兆4,104億円 |

(2) (1)に対応する地方の歳入

平成26年4月1日から引き 上げられた地方消費税分	消費税の地方 交付税法定率分	計
1兆8,938億円	3兆8,218億円	5兆7,156億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は20兆3,209億円であり、前年度に比し、65億円(0.0%)減少している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、2,900人の純減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費(退職手当を除く)

給与費(退職手当を除く。以下同じ。)の総額は18兆6,629億円であり、前年度に比し、947億円(0.5%)増加している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆6,553億円となり、前年度に比し、227億円増加している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆3,463億円であり、前年度に比し、212億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,224億円であり、前年度に比し、24億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆4,389億円であり、前年度に比し、532億円増加している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は1兆6,472億円であり、前年度に比し、995億円(5.7%)減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は108億円であり、前年度に比し、17億円(13.6%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

職員区分	(単位 人)		
	平成28年度 計画人員	増減数	平成29年度 計画人員
1 義務教育教職員	692,134	△ 1,961	690,173
(1) 小学校教職員	409,833	86	409,919
(2) 中学校教職員	238,073	△ 2,781	235,292
(3) 特別支援学校教職員	44,228	734	44,962
2 非義務教育教員	236,501	△ 2,053	234,448
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	212,818	△ 1,429	211,389
(2) 大学教員	1,213	△ 92	1,121
(3) 幼稚園教員	22,470	△ 532	21,938
3 警察官	254,094	986	255,080
4 消防職員	158,327	-	158,327
5 一般職員	964,201	128	964,329
(1) 高校事務職員等	33,595	△ 177	33,418
(2) 警察事務職員	24,202	△ 2	24,200
(3) その他一般職員	903,454	360	903,814
(4) 補助職員等	2,950	△ 53	2,897
合 計	2,305,257	△ 2,900	2,302,357

(注) 「5 一般職員 (3)その他一般職員」の増減数には、民間委託等の推進による減(△1,969人)を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、36兆5,590億円であり、前年度に比し、7,659億円(2.1%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、19兆7,809億円であり、前年度に比し、7,805億円(4.1%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

		平成29年度(A)			平成28年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A) - (B)		
区	分	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(内閣府所管)										
都道府県警察費補助金		30,964	26,478	57,442	31,795	26,330	58,125 △	831	148 △	683
子どものための教育・保育給付費負担金		787,949	787,949	1,575,898	642,818	642,818	1,285,636	145,131	145,131	290,262
児童手当等交付金		1,400,678	608,731	2,009,409	1,415,471	615,978	2,031,449 △	14,793 △	7,247 △	22,040
地方創生推進交付金		59,932	59,932	119,864	58,432	58,432	116,864	1,500	1,500	3,000
その他		180,059	232,360	412,419	160,145	210,554	370,699	19,914	21,806	41,720
内閣府計		2,459,582	1,715,450	4,175,032	2,308,661	1,554,112	3,862,773	150,921	161,338	312,259
(総務省所管)										
市町村合併体制整備費補助金		-	-	-	788	-	788 △	788	- △	788
緊急消防援助隊設備整備費補助金		4,895	4,895	9,790	4,895	4,895	9,790	0	0	0
個人番号カード交付事業費補助金等		14,275	-	14,275	13,887	-	13,887	388	-	388
その他		20,394	1,743	22,137	74,258	1,638	75,896 △	53,864	105 △	53,759
総務省計		39,564	6,638	46,202	93,828	6,533	100,361 △	54,264	105 △	54,159
(法務省所管)										
人権啓発活動等委託費等		1,928	-	1,928	1,970	-	1,970 △	42	- △	42
(文部科学省所管)										
特別支援教育就学奨励費負担金		6,061	6,061	12,122	6,361	6,361	12,722 △	300 △	300 △	600
幼稚園就園奨励費補助金		30,899	62,232	93,131	32,272	64,770	97,042 △	1,373 △	2,538 △	3,911
私立高等学校等経常費助成費補助金		99,480	-	99,480	99,613	-	99,613 △	133	- △	133
高等学校等就学支援金交付金		144,125	-	144,125	143,313	-	143,313	812	-	812
その他		84,854	95,745	180,599	85,453	95,319	180,772 △	599	426 △	173
文部科学省計		365,419	164,038	529,457	367,012	166,450	533,462 △	1,593 △	2,412 △	4,005
(厚生労働省所管)										
保健事業費等補助金		23,002	21,468	44,470	25,860	24,314	50,174 △	2,858 △	2,846 △	5,704
結核医療費負担金		3,500	1,406	4,906	3,539	1,396	4,935 △	39	10 △	29
精神保健費等負担金		8,348	4,511	12,859	7,434	3,687	11,121	914	824	1,738
生活扶助費等負担金		1,452,080	483,957	1,936,037	1,472,621	490,809	1,963,430 △	20,541 △	6,852 △	27,393
医療扶助費等負担金		1,396,550	465,517	1,862,067	1,367,103	455,701	1,822,804	29,447	9,816	39,263
介護扶助費等負担金		70,564	23,521	94,085	70,006	23,335	93,341	558	186	744
身体障害者保護費負担金		1,817	1,817	3,634	1,817	1,777	3,594	0	40	40
障害者自立支援給付費等負担金		1,294,562	1,294,562	2,589,124	1,224,565	1,224,565	2,449,130	69,997	69,997	139,994
後期高齢者医療給付費等負担金		6,293	2,522,534	2,528,827	6,293	2,446,379	2,452,672	0	76,155	76,155
介護給付費負担金		-	2,666,082	2,666,082	-	2,583,069	2,583,069	-	83,013	83,013
在宅福祉事業費補助金		2,708	4,908	7,616	2,728	4,946	7,674 △	20 △	38 △	58
児童保護費等負担金		123,984	123,984	247,968	115,522	115,522	231,044	8,462	8,462	16,924
児童扶養手当給付費負担金		178,375	356,749	535,124	174,542	349,083	523,625	3,833	7,666	11,499
保険基盤安定等負担金		321,439	216,154	537,593	171,570	215,641	387,211	149,869	513	150,382
職業転換訓練費負担金		1,270	1,270	2,540	1,308	1,308	2,616 △	38 △	38 △	76

区 分	平成29年度(A)			平成28年度(B)			増減額(A) - (B)					
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計			
臨時福祉給付金給付事業費補助金	-	-	-	66,000	-	66,000	△	66,000	-	△	66,000	
その他の	909,190	711,474	1,620,664	860,178	664,843	1,525,021	49,012	46,631	95,643			
厚生労働省計	5,793,682	8,899,914	14,693,596	5,571,086	8,606,375	14,177,461	222,596	293,539	516,135			
(農林水産省所管)												
家畜伝染病予防費負担金	2,308	1,725	4,033	2,308	1,775	4,083	0	△	50	△	50	
中山間地域等直接支払交付金	25,800	24,720	50,520	26,000	27,608	53,608	△	200	△	2,888	△	3,088
多面的機能支払交付金	46,751	46,751	93,502	46,751	46,751	93,502	0	0	0			
その他の	54,369	5,695	60,064	41,711	5,986	47,697	12,658	△	291		12,367	
農林水産省計	129,228	78,891	208,119	116,770	82,120	198,890	12,458	△	3,229		9,229	
(経済産業省所管)												
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	56	1	57	82	1	83	△	26	0	△	26	
その他の	13,664	724	14,388	13,268	706	13,974	396	18	414			
経済産業省計	13,720	725	14,445	13,350	707	14,057	370	18	388			
(国土交通省所管)												
地籍調査費負担金	6,800	6,800	13,600	6,800	6,800	13,600	0	0	0			
その他の	11,050	8,682	19,732	9,697	7,964	17,661	1,353	718	2,071			
国土交通省計	17,850	15,482	33,332	16,497	14,764	31,261	1,353	718	2,071			
(環境省所管)												
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	65,800	40,124	105,924	66,848	40,445	107,293	△	1,048	△	321	△	1,369
(防衛省所管)												
募集事務地方公共団体委託費等	149	-	149	149	-	149	0	-	0			
合 計	8,886,922	10,921,262	19,808,184	8,556,171	10,471,506	19,027,677	330,751	449,756	780,507			
補助職員等の組替えによる減	△ 27,271	-	△ 27,271	△ 27,253	-	△ 27,253	△	18	-	△	18	
再 計	8,859,651	10,921,262	19,780,913	8,528,918	10,471,506	19,000,424	330,733	449,756	780,489			

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆213億円であり、前年度に比し、161億円(0.1%)減少している。

また、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,592億円、都道府県調整交付金6,593億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,883億円を合算した1兆5,068億円であり、前年度に比し、15億円（0.1%）増加している。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち・ひと・しごと創生事業費について、前年度同額の1兆円を計上している。

(5) 重点課題対応分

地方の重点課題に取り組むために必要な経費について、前年度同額の2,500億円を計上している。

ア 自治体情報システム構造改革推進事業	1,500億円
イ 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進	500億円
ウ 森林吸収源対策等の推進	500億円

3 地域経済基盤強化・雇用等対策費

地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業を含め、地域経済基盤強化・雇用等対策に必要な経費は、前年度に比し、2,500億円（56.2%）の減少を見込み、1,950億円を計上している。

4 公 債 費

地方債の元利償還金は、12兆5,902億円（元金償還金10兆9,573億円、利払費1兆6,329億円）であり、前年度に比し、2,149億円（1.7%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成29年度末の地方債現在高は142兆9,908億円と見込まれ、前年度末に比し、1兆8,419億円（1.3%）減少する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成29年度償還金(A)			平成28年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計
109,573	16,329	125,902	109,776	18,275	128,051	△ 203	△ 1,946	△ 2,149

(参考表)

地方債見込現在高

(単位 億円)

平成28年度 末現在高 (A)	平成29年度		平成29年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,448,327	92,068	110,487	1,429,908	△ 18,419

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

5 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆2,621億円であり、前年度に比し、423億円(3.5%)増加している。

6 投資的経費

投資的経費の総額は、11兆3,570億円であり、前年度に比し、1,524億円(1.4%)増加している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは5兆6,297億円を計上しており、前年度に比し、1,956億円(3.6%)増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,590億円であり、前年度に比し、87億円(1.5%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆1,683億円であり、前年度に比し、345億円(0.7%)減少している。このうち、普通建設事業費は、5兆1,278億円で、前年度に比し、175億円(0.3%)減少しており、災害復旧事業費は、405億円で、前年度に比し、170億円(29.6%)減少している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	平成 29 年 度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 治 水	560,359	122,025	31,199	713,583
河 川	323,786	66,682	-	390,468
砂 防	73,075	25,282	-	98,357
ダ ム	163,498	30,061	31,199	224,758
2 治 山	7,989	3,083	-	11,072
3 海 岸	20,029	6,267	-	26,296
農 林	2,077	870	-	2,947
運 輸	6,853	2,608	-	9,461
建 設	11,099	2,789	-	13,888
4 道 路 整 備	1,266,459	292,853	-	1,559,312
5 港 湾	110,196	56,820	460	167,476
6 空 港	140,819	9,099	-	149,918
7 都 市 環 境	19,872	898	-	20,770
8 農 業 農 村 整 備	120,926	20,276	-	141,202
9 森 林 水 産 基 盤	11,714	3,757	-	15,471
10 災 害 関 連	4,198	1,519	-	5,717
11 災 害 復 旧	17,081	7,490	52	24,623
河 川 等	8,841	3,690	52	12,583
港 湾	278	104	-	382
道 路	6,596	3,270	-	9,866
山 林 施 設 等	1,366	426	-	1,792
12 推 進 費 等	11,647	2,787	-	14,434
計 (a)	2,291,289	526,874	31,711	2,849,874
既往年度における農業農村整備負担金等	-	32,154	-	32,154
総 計 (計画計上分)	2,291,289	559,028	31,711	2,882,028

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	6,001	11,503	2,619	20,123
(a) + (b)	2,297,290	538,377	34,330	2,869,997

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成28年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
561,726	118,793	26,033	706,552	△ 1,367	3,232	5,166	7,031
329,289	66,218	-	395,507	△ 5,503	464	-	△ 5,039
73,182	24,794	-	97,976	△ 107	488	-	381
159,255	27,781	26,033	213,069	4,243	2,280	5,166	11,689
8,021	3,044	-	11,065	△ 32	39	-	7
19,974	6,336	-	26,310	55	△ 69	-	△ 14
2,090	863	-	2,953	△ 13	7	-	△ 6
6,877	2,579	-	9,456	△ 24	29	-	5
11,007	2,894	-	13,901	92	△ 105	-	△ 13
1,263,803	299,350	-	1,563,153	2,656	△ 6,497	-	△ 3,841
107,159	54,168	460	161,787	3,037	2,652	0	5,689
133,066	8,280	-	141,346	7,753	819	-	8,572
19,848	1,129	-	20,977	24	△ 231	-	△ 207
118,353	19,928	-	138,281	2,573	348	-	2,921
11,554	3,870	-	15,424	160	△ 113	-	47
4,553	1,687	-	6,240	△ 355	△ 168	-	△ 523
8,906	4,165	59	13,130	8,175	3,325	△ 7	11,493
7,516	3,617	59	11,192	1,325	73	△ 7	1,391
361	128	-	489	△ 83	△ 24	-	△ 107
707	330	-	1,037	5,889	2,940	-	8,829
322	90	-	412	1,044	336	-	1,380
9,473	3,020	-	12,493	2,174	△ 233	-	1,941
2,266,436	523,770	26,552	2,816,758	24,853	3,104	5,159	33,116
-	43,953	-	43,953	-	△ 11,799	-	△ 11,799
2,266,436	567,723	26,552	2,860,711	24,853	△ 8,695	5,159	21,317

9,072	9,031	2,820	20,923	△ 3,071	2,472	△ 201	△ 800
2,275,508	532,801	29,372	2,837,681	21,782	5,576	4,958	32,316

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。
区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成29年度(A)			平成28年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	66,165	66,718	132,883	72,017	73,279	145,296 △	5,852 △	6,561 △	12,413
(2) 道路整備	81,552	66,023	147,575	71,676	58,363	130,039	9,876	7,660	17,536
(3) 港湾空港鉄道等	16,262	77,399	93,661	19,727	62,526	82,253 △	3,465	14,873	11,408
(4) 住宅都市環境	42,454	42,515	84,969	39,333	39,010	78,343	3,121	3,505	6,626
(5) 生活環境施設整備	38,073	69,632	107,705	39,697	70,789	110,486 △	1,624 △	1,157 △	2,781
(6) 農林水産基盤整備	292,675	223,267	515,942	288,069	218,401	506,470	4,606	4,866	9,472
(7) 社会資本総合整備	1,523,585	1,711,021	3,234,606	1,521,441	1,720,172	3,241,613	2,144 △	9,151 △	7,007
(8) 推進費等	33,883	31,727	65,610	41,725	40,233	81,958 △	7,842 △	8,506 △	16,348
(9) 災害関連	6,944	5,161	12,105	7,258	5,475	12,733 △	314 △	314 △	628
小計	2,101,593	2,293,463	4,395,056	2,100,943	2,288,248	4,389,191	650	5,215	5,865
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	29,798 △	29,798	-	28,636 △	28,636	-	1,162 △	1,162	-
計 (a)	2,131,391	2,263,665	4,395,056	2,129,579	2,259,612	4,389,191	1,812	4,053	5,865

(注) 推進費等の平成29年度の額には、地方創生整備推進交付金分(国庫補助負担額等26,324百万円、地方負担額24,719百万円)を含む

区 分	(単位 百万円)								
	平成29年度(A)			平成28年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
2 その他公共									
(1) 文教施設	92,018	89,555	181,573	93,852	99,413	193,265 △	1,834 △	9,858 △	11,692
(2) 厚生労働施設	112,475	44,212	156,687	99,466	71,366	170,832	13,009 △	27,154 △	14,145
(3) 小笠原諸島振興開発事業	914	792	1,706	914	2,851	3,765	0 △	2,059 △	2,059
(4) 防衛施設運営等関連施設	48,597	18,154	66,751	46,628	16,844	63,472	1,969	1,310	3,279
(5) 都道府県警察施設	27,874	27,874	55,748	25,806	25,806	51,612	2,068	2,068	4,136
(6) 消防施設等	1,300	1,821	3,121	1,437	2,028	3,465 △	137 △	207 △	344
(7) 過疎地域集落整備事業	150	210	360	150	210	360	0	0	0
(8) 防災集団移転促進事業等	44	15	59	44	15	59	0	0	0
(9) 農村振興対策事業	34,002	15,177	49,179	19,946	7,770	27,716	14,056	7,407	21,463
(10) その他	158,396	59,151	217,547	174,225	67,291	241,516 △	15,829 △	8,140 △	23,969
小計	475,770	256,961	732,731	462,468	293,594	756,062	13,302 △	36,633 △	23,331
(11) 新産業都市等に対する国庫負担かさ上げ額	46 △	46	-	125 △	125	- △	79	79	-
計 (b)	475,816	256,915	732,731	462,593	293,469	756,062	13,223 △	36,554 △	23,331
合計(a)+(b) (c)	2,607,207	2,520,580	5,127,787	2,592,172	2,553,081	5,145,253	15,035 △	32,501 △	17,466

区 分	平成29年度(A)			平成28年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	29,764	10,234	39,998	41,724	15,197	56,921	△ 11,960	△ 4,963	△ 16,923
(2) 文教施設	355	180	535	355	179	534	0	1	1
計 (d)	30,119	10,414	40,533	42,079	15,376	57,455	△ 11,960	△ 4,962	△ 16,922
総計 (c) + (d)	2,637,326	2,530,994	5,168,320	2,634,251	2,568,457	5,202,708	3,075	△ 37,463	△ 34,388

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆7,726億円を計上しており、前年度に比し、13億円（0.0%）増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆7,356億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成28年発生災害及び現年発生災害に係る平成29年度における復旧事業費として370億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、2兆8,571億円を計上しており、前年度に比し、1,943億円（7.3%）増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆766億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として6,602億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として935億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、平成27年度及び平成28年度において計上していた公共施設等最適化事業費を拡充し、公共施設等適正管理推進事業費として3,500億円を計上している。

7 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆5,256億円であり、前年度に比し、113億円（0.4%）増加している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆5,863億円であり、前年度に比し、42億円（0.3%）減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆1,694億円であり、前年度に比し、82億円（0.7%）減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)				
区	分			平成29年度(A)	平成28年度(B)	増減額(A)－(B)		
1	水	道	事業	311	263	48		
2	交	通	事業	300	285	15		
3	病	院	事業	4,735	4,724	11		
4	下	水	道	事業	5,425	5,524	△ 99	
5	そ	の	他	の	事業	923	980	△ 57
	合	計		11,694	11,776	△ 82		

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,562億円であり、前年度に比し、195億円（1.5%）増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)				
区	分			平成29年度(A)	平成28年度(B)	増減額(A)－(B)		
1	水	道	事業	637	610	27		
2	交	通	事業	417	374	43		
3	病	院	事業	2,647	2,611	36		
4	下	水	道	事業	9,431	9,348	83	
5	そ	の	他	の	事業	430	424	6
	合	計		13,562	13,367	195		

8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、3,600億円（24.8%）の増加を見込み、1兆8,100億円を計上している。

（三） 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、31兆2,341億円であり、前年度に比し、8,187億円（2.7%）増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係（義務教育職員給与費を含む。）で26兆658億円（前年度比8,531億円、3.4%増）、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆1,278億円（前年度比175億円、0.3%減）、災害復旧事業費で405億円（前年度比170億円、29.6%減）である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成29年度(A)			平成28年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係									
1 内閣府所管	2,459,582	1,715,450	4,175,032	2,308,661	1,554,112	3,862,773	150,921	161,338	312,259
2 総務省所管	39,564	6,638	46,202	93,828	6,533	100,361△	54,264	105△	54,159
3 法務省所管	1,928	-	1,928	1,970	-	1,970△	42	-△	42
4 外務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 文部科学省所管	365,419	164,038	529,457	367,012	166,450	533,462△	1,593△	2,412△	4,005
7 厚生労働省所管	5,793,682	8,899,914	14,693,596	5,571,086	8,606,375	14,177,461	222,596	293,539	516,135
8 農林水産省所管	129,228	78,891	208,119	116,770	82,120	198,890	12,458△	3,229	9,229
9 経済産業省所管	13,720	725	14,445	13,350	707	14,057	370	18	388
10 国土交通省所管	17,850	15,482	33,332	16,497	14,764	31,261	1,353	718	2,071
11 環境省所管	65,800	40,124	105,924	66,848	40,445	107,293△	1,048△	321△	1,369
12 防衛省所管	149	-	149	149	-	149	0	-	0
小計(1～12)	8,886,922	10,921,262	19,808,184	8,556,171	10,471,506	19,027,677	330,751	449,756	780,507
13 義務教育職員給与費	1,524,829	4,732,795	6,257,624	1,527,058	4,658,015	6,185,073△	2,229	74,780	72,551
計(1～13)	10,411,751	15,654,057	26,065,808	10,083,229	15,129,521	25,212,750	328,522	524,536	853,058
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	2,607,207	2,520,580	5,127,787	2,592,172	2,553,081	5,145,253	15,035△	32,501△	17,466
2 災害復旧	30,119	10,414	40,533	42,079	15,376	57,455△	11,960△	4,962△	16,922
計(1～2)	2,637,326	2,530,994	5,168,320	2,634,251	2,568,457	5,202,708	3,075△	37,463△	34,388
総計(A+B)	13,049,077	18,185,051	31,234,128	12,717,480	17,697,978	30,415,458	331,597	487,073	818,670

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	9,494,458	13,160,748	22,655,206
地方財政法第10条の2関係経費	787,771	639,731	1,427,502
地方財政法第10条の3関係経費	32,085	11,673	43,758
地方財政法第34条関係経費	1	-	1
総計	10,314,315	13,812,153	24,126,467

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,524,829	3,049,658	4,574,487
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	51,233	46,232	97,465
	4 生活保護に要する経費	2,919,194	972,995	3,892,189
	5 感染症の予防に要する経費	4,882	2,785	7,667
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,165	1,165	2,331
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	140,461	136,412	276,873
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	460,420	460,420	920,840
	10 婦人相談所に要する経費	995	995	1,990
	11 知的障害者の援護に要する経費	699,886	699,886	1,399,772
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	6,293	2,522,534	2,528,827
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	2,823,013	2,823,013
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。)並びに里親に要する経費	329,526	329,526	659,052
	15 児童手当に要する経費	1,400,678	608,731	2,009,408
	16 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	321,555	148,728	470,284
	17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,080	272	1,352
	18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	38,945	12,982	51,927
	19 児童扶養手当に要する経費	178,375	356,749	535,124
	20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,746	2,746	5,492
	21 家畜伝染病予防に要する経費	2,308	1,725	4,033
	22 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	177	177	353

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
23	森林病虫害等の防除に要する経費	519	506	1,025
24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく地 籍調査に要する経費	10,800	10,800	21,600
25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	6,061	6,061	12,121
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経 費	724	724	1,448
27	消防庁長官の指示により出動した緊 急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置及び緊急対処事態にお ける緊急対処保護措置に要する経費 並びにこれらに係る損失の補償若し くは実費の弁償、損害の補償又は損失 の補填に要する経費並びに国の機関 と共同して行う国民の保護のための 措置及び緊急対処保護措置につい ての訓練に要する経費	95	-	95
29	高等学校等就学支援金の支給に要す る経費	357,800	-	357,800
30	新型インフルエンザ等緊急事態にお ける臨時の医療施設における医療の 提供並びに埋葬及び火葬に要する経 費並びに新型インフルエンザ等対策 に係る損失の補償若しくは実費の弁 償又は損害の補償に要する経費	-	-	-
31	地域における医療及び介護の総合的 な確保の促進に関する基金への繰入 れに要する経費	108,521	54,261	162,782
32	指定難病に係る特定医療費の支給に 要する経費	115,459	115,459	230,918
33	子どものための教育・保育給付に要す る経費（地方公共団体の設置する教 育・保育施設に係るものを除く。）	787,949	787,949	1,575,898
34	生活困窮者自立相談支援事業に要す る経費及び生活困窮者住居確保給付 金の支給に要する経費	21,772	7,257	29,029
	計	9,494,458	13,160,748	22,655,206
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	787,771	639,731	1,427,502
	計	787,771	639,731	1,427,502
10の3	1 災害救助事業に要する経費	1,881	1,881	3,763
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要 する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	30,064	9,652	39,715
	計	32,085	11,673	43,758
34	引揚者への援護に要する経費	1	-	1
	計	1	-	1

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1兆2,842億円であり、前年度に比し、4,957億円（27.8%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A)－(B)		増減率 (%)	
I	震災復興特別交付税	4,503	4,802	△	299	△	6.2
II	一般財源充当分	77	79	△	2	△	2.5
III	国庫支出金	8,059	12,528	△	4,469	△	35.7
IV	地方債	161	331	△	170	△	51.4
V	雑収入	42	59	△	17	△	28.8
	歳入合計	12,842	17,799	△	4,957	△	27.8

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		平成29年度		平成28年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	4,503	35.1	4,802	27.0
2	一般財源充当分	77	0.6	79	0.4
3	国庫支出金	8,059	62.7	12,528	70.4
4	地方債	161	1.3	331	1.9
5	雑収入	42	0.3	59	0.3
	歳入合計	12,842	100.0	17,799	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、4,503億円であり、前年度に比し、299億円（6.2%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A) - (B)	対前年度 最終 (A) - (C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	342,511	347,775	△ 4,780	342,995	△ 5,264	△ 484
前年度からの年度 調 整 分(b)	103,900	132,400	-	132,400	△ 28,500	△ 28,500
返 還 金(c)	3,842	-	-	-	3,842	3,842
合 計 (a)~(c)	450,253	480,175	△ 4,780	475,395	△ 29,922	△ 25,142

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、77億円であり、前年度に比し、2億円(2.5%)減少している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、8,059億円であり、前年度に比し、4,469億円(35.7%)減少している。国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A) - (B)
1 災 害 救 助 費 等 負 担 金	22,265	31,487	△ 9,222
2 災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業 費 補 助 金	598	565	33
3 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 補 助	99,836	258,626	△ 158,790
4 社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	108,952	105,436	3,516
5 循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	12,134	10,983	1,151
6 東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金	48,134	111,281	△ 63,147
7 放 射 線 量 低 減 対 策 特 別 緊 急 事 業 費 補 助 金	123,746	232,966	△ 109,220
8 中 小 企 業 組 合 等 共 同 施 設 等 災 害 復 旧 費 補 助 金	21,000	29,000	△ 8,000
9 福 島 再 生 加 速 化 交 付 金	80,671	101,151	△ 20,480
10 そ の 他	288,572	371,306	△ 82,734
合 計	805,908	1,252,801	△ 446,893

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、161億円であり、前年度に比し、170億円（51.4%）減少している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

区 分		平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A) - (B)	
一	一般 会 計 債	161	331	△	170
1	公 営 住 宅 建 設 事 業	158	323	△	165
2	一 般 単 独 事 業	3	8	△	5
	一 般	3	8	△	5
	合 計	161	331	△	170

(2) 地方債計画

平成29年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 平成29年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

区 分		平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A) - (B)	
一	一 般 会 計 債				
1	公 営 住 宅 建 設 事 業	158	323	△	165
2	災 害 復 旧 事 業	18	18		0
3	一 般 単 独 事 業	3	8	△	5
二	公 営 企 業 債				
1	水 道 事 業	0	1	△	1
2	市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	1	4	△	3
3	下 水 道 事 業	8	22	△	14
三	被 災 施 設 借 換 債	0	4	△	4
四	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(5)	(15)	(△	10)
	総 計	(5)	(15)	(△	10)
		188	380	△	192
内 訳	普 通 会 計 分	161	331	△	170
	公 営 企 業 会 計 等 分	27	49	△	22

資	金	区	分									
	公		的	資	金							
	財	政	融	資	資	金	135	259	△	124		
	地	方	公	共	団	体	53	121	△	68		
				金	融	機						
				構	資	金						
				(国	の	5)	(15)	(△	10)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金を42億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1兆2,842億円であり、前年度に比し、4,957億円（27.8%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成29年度		平成28年度		増減額	
	(A)	(B)	(A) - (B)	増減率	(%)	(単位 億円)
I 給与関係経費	96	104	△ 8	△	7.7	
II 一般行政経費	4,200	5,464	△ 1,264	△	23.1	
1 国庫補助負担金等を伴うもの	3,374	4,625	△ 1,251	△	27.0	
2 国庫補助負担金を伴わないもの	826	839	△ 13	△	1.5	
III 公債費	43	60	△ 17	△	28.3	
IV 投資的経費	8,341	12,024	△ 3,683	△	30.6	
1 直轄事業負担金	766	748	18		2.4	
2 公共事業費	7,201	10,900	△ 3,699	△	33.9	
3 一般事業費	374	376	△ 2	△	0.5	
V 公営企業繰出金	162	147	15		10.2	
歳出合計	12,842	17,799	△ 4,957	△	27.8	

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 8	△ 8	III 公債費	△ 17	△ 17
1 職員数による増減	△ 8	△ 8	VI 投資的経費	△ 3,683	△ 405
2 その他	0	0	1 直轄事業負担金	18	18
II 一般行政経費	△ 1,264	△ 72	2 公共事業費	△ 3,699	△ 421
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 1,251	△ 59	3 一般事業費	△ 2	△ 2
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 13	△ 13	V 公営企業繰出金	15	15
			歳出増減額の合計	△ 4,957	△ 487

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成29年度		平成28年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	96	0.7	104	0.6
2 一 般 行 政 経 費	4,200	32.7	5,464	30.7
3 公 債 費	43	0.3	60	0.3
4 投 資 的 経 費	8,341	65.0	12,024	67.6
5 公 営 企 業 繰 出 金	162	1.3	147	0.8
歳 出 合 計	12,842	100.0	17,799	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、96億円であり、前年度に比し、8億円(7.7%)減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度と同数の1,000人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、80億円を計上している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し98人減員の192人を見込むことにより、16億円となり、前年度に比し、8億円減少している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、4,200億円であり、前年度に比し、1,264億円(23.1%)減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、3,374億円であり、前年度に比し、1,251億円(27.0%)減少している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成29年度(A)			平成28年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
災害等廃棄物処理事業費補助金	598	66	664	565	63	628	33	3	36
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	123,746	-	123,746	232,966	-	232,966	△109,220	-	△109,220
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	21,000	10,330	31,330	29,000	14,220	43,220	△8,000	△3,890	△11,890
災害救助費等負担金	22,265	9,354	31,619	31,487	8,936	40,423	△9,222	418	△8,804
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	11,837	4,221	16,058	10,624	2,902	13,526	1,213	1,319	2,532
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	1,871	-	1,871	8,308	-	8,308	△6,437	-	△6,437
その他の	127,297	4,815	132,112	114,831	8,602	123,433	12,466	△3,787	8,679
合計	308,614	28,786	337,400	427,781	34,723	462,504	△119,167	△5,937	△125,104

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、826億円であり、前年度に比し、13億円(1.5%)減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分155億円、条例減免分78億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分156億円を合算した389億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等437億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、43億円(元金償還金26億円、利払費17億円)であり、前年度に比し、17億円(28.3%)減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
平成29年度償還金(A)			平成28年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
26	17	43	23	37	60	3	△20	△17

4 投資的経費

投資的経費の総額は、8,341億円であり、前年度に比し、3,683億円（30.6%）減少している。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は766億円であり、前年度に比し、18億円（2.4%）増加している。

国の直轄事業費の内訳は第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、7,201億円であり、前年度に比し、3,699億円（33.9%）減少している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、374億円を計上しており、前年度に比し、2億円（0.5%）減少している。

第11表 直轄事業費の内訳

区 分	平成29年度(A)			平成28年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)					
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計			
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	計			
河川改修費	4,564	2,282	6,846	5,142	2,571	7,713	△	578	△	289	△	867
地域連携道路事業費	174,201	57,645	231,846	174,841	56,957	231,798	△	640		688		48
港湾改修費	20,405	15,139	35,544	18,328	13,473	31,801		2,077		1,666		3,743
河川等災害復旧費	6,778	210	6,988	6,802	210	7,012	△	24		-	△	24
その他	26,726	1,293	28,019	31,676	1,558	33,234	△	4,950	△	265	△	5,215
合 計	232,674	76,569	309,243	236,789	74,769	311,558	△	4,115		1,800	△	2,315

第12表 公共事業費の内訳

区 分	平成29年度(A)			平成28年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)					
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計			
	補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額	計			
循環型社会形成推進交付金	12,134	22,715	34,849	10,983	18,358	29,341		1,151		4,357		5,508
社会資本整備総合交付金	108,952	87,573	196,525	105,436	83,798	189,234		3,516		3,775		7,291
東日本大震災復興交付金	48,134	11,026	59,160	111,281	21,837	133,118	△	63,147	△	10,811	△	73,958
河川等災害復旧事業費補助	99,836	5,237	105,073	258,626	13,242	271,868	△	158,790	△	8,005	△	166,795
福島再生加速化交付金	80,671	30,030	110,701	101,151	31,512	132,663	△	20,480	△	1,482	△	21,962
その他	145,404	68,466	213,870	235,379	98,415	333,794	△	89,975	△	29,949	△	119,924
合 計	495,131	225,047	720,178	822,856	267,162	1,090,018	△	327,725	△	42,115	△	369,840

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、162億円であり、前年度に比し、15億円（10.2%）増加している。
事業別の内訳は第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

						(単位 億円)	
区	分	平成29年度(A)	平成28年度(B)	増減額(A)－(B)			
1	水道事業	11	15	△	4		
2	下水道事業	151	128		23		
3	市場事業	0	3	△	3		
4	ガス事業	0	1	△	1		
	合 計	162	147		15		

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、1兆649億円であり、前年度に比し、4,932億円（31.7%）減少している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

										(単位 百万円)	
区	分	平成29年度(A)			平成28年度(B)			増減額(A)－(B)			
		国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	
	災害救助費等負担金	22,265	9,354	31,619	31,487	8,936	40,423	△ 9,222	418	△ 8,804	
	災害等廃棄物処理事業費補助金	598	66	664	565	63	628	33	3	36	
	河川等災害復旧事業費補助	99,836	5,237	105,073	258,626	13,242	271,868	△158,790	△ 8,005	△166,795	
	社会資本整備総合交付金	108,952	87,573	196,525	105,436	83,798	189,234	3,516	3,775	7,291	
	循環型社会形成推進交付金	12,134	22,715	34,849	10,983	18,358	29,341	1,151	4,357	5,508	
	東日本大震災復興交付金	48,134	11,026	59,160	111,281	21,837	133,118	△ 63,147	△ 10,811	△ 73,958	
	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	123,746	-	123,746	232,966	-	232,966	△109,220	-	△109,220	
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	21,000	10,330	31,330	29,000	14,220	43,220	△ 8,000	△ 3,890	△ 11,890	
	福島再生加速化交付金	80,671	30,030	110,701	101,151	31,512	132,663	△ 20,480	△ 1,482	△ 21,962	
	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	1,871	-	1,871	8,308	-	8,308	△ 6,437	-	△ 6,437	
	その他の	286,701	82,680	369,381	362,998	113,340	476,338	△ 76,297	△ 30,660	△106,957	
	合 計	805,908	259,011	1,064,919	1,252,801	305,306	1,558,107	△446,893	△ 46,295	△493,188	

**第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費**

1 総括表

				(単位 百万円)
区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費		2,442	4,506	6,947
地方財政法第10条の2関係経費		66,742	53,514	120,256
地方財政法第10条の3関係経費		207,672	18,525	226,197
地方財政法第34条関係経費		-	-	-
総	計	276,856	76,544	353,400

2 内訳表

					(単位 百万円)
地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計	
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	2,162	4,324	6,486	
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-	
	4 生活保護に要する経費	-	-	-	
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-	
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-	
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-	
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-	
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-	
	10 婦人相談所に要する経費	-	-	-	
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-	
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-	
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-	
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-	
	15 児童手当に要する経費	-	-	-	

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	-	-	-
17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19 児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21 家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23 森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24 国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	182	182	363
25 特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	-	-	-
27 消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	98	-	98
28 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29 高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30 新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
	計	2,442	4,506	6,947
10の2 1～6	普通建設事業に要する経費	66,742	53,514	120,256
	計	66,742	53,514	120,256
10の3 1	災害救助事業に要する経費	22,265	9,354	31,619
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	280	280	560
3～9	災害復旧事業に要する経費	185,128	8,890	194,018
	計	207,672	18,525	226,197
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、946億円であり、前年度に比し、364億円（27.8%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	地方税	720	720	0	0.0
II	一般財源充当分	225	589	△ 364	△ 61.8
III	雑収入	1	1	0	0.0
	歳入合計	946	1,310	△ 364	△ 27.8

第17表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	平成29年度		平成28年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	720	76.1	720	55.0
2	一般財源充当分	225	23.8	589	45.0
3	雑収入	1	0.1	1	0.0
	歳入合計	946	100.0	1,310	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額は、720億円であり、前年度と同額を計上している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、225億円であり、前年度に比し、364億円（61.8%）減少している。

なお、平成29年度までの一般財源充当分の累計額は1,428億円である。

3 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、946億円であり、前年度に比し、364億円（27.8%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第18表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第19表のとおりであり、歳出の構成比は第20表のとおりである。

第18表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額		増減率	
			(A) - (B)	(%)	(%)	(%)
I 公債費	946	1,310	△	364	△	27.8
歳出合計	946	1,310	△	364	△	27.8

第19表 歳出の増減事由

増減事由	(単位 億円)			
	金額			
	総額	地方費		
I 公債費	△ 364	△ 364		
歳出増減額の合計	△ 364	△ 364		

第20表 歳出の構成比

区 分	(単位 億円)			
	平成29年度		平成28年度	
	計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 公債費	946	100.0	1,310	100.0
歳出合計	946	100.0	1,310	100.0

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、946億円であり、前年度に比し、364億円（27.8%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第21表のとおりである。

第21表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成29年度償還金(A)			平成28年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
888	58	946	1,203	107	1,310	△ 315	△ 49	△ 364